

# 札幌市下水道条例の一部改正について

下水道河川局事業推進部排水指導課

申請促進担当係長 野口貴子

106

## 下水道条例の一部改正

### 1. 接続負担金の廃止



【接続負担金】  
大量に汚水を排出する方から、  
既設下水道施設の増強に要する  
費用の一部を負担



接続負担金制度は令和8年3月31日  
をもって廃止



詳しくは排水指導課（818-3422）ま  
でお問い合わせ願います。

### 2. 指定工事業者及び業務登録者に 係る改正



107

# 指定工事業者及び業務登録者に係る改正



## 災害等の特例事項



## 業務登録者の規制緩和

108

## 条例改正の背景



国からの技術的助言  
「標準下水道条例」の  
改正に係る助言の発出



内容の見直し



条例の一部改正  
「札幌市下水道条例」の  
改正



(施行日：令和7年12月10日)

109

## (1) 災害等の特例事項



- ・災害その他の非常の場合において市長が必要があると認めるときに、他の市町村長から排水設備等工事を行うことを認められている者が工事できるように特例事項を追加しました。

110

## (1) 災害等の特例事項



大規模な  
災害発生時



札幌市外の指定工事業者が  
応援に駆けつける



早期復旧が期待

111

## (2) 業務登録者の規制緩和

### 従来の規制

排水設備指定工事業者は営業所ごとに業務登録者を専属させなければならないと定めていました。

### 改正後（緩和）

今回の改正により、指定工事業者の指定に関する要件を見直すとともに、北海道内における他の営業所について、業務登録者の兼務を妨げないとする規制緩和が行われました。



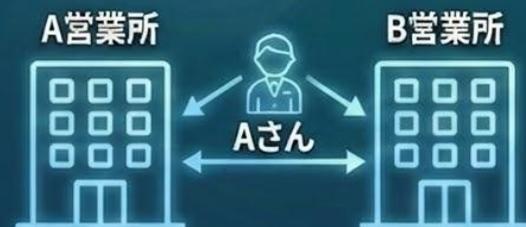
112

## (2) 業務登録者の規制緩和

### 従来の規制



### 改正後



113

